

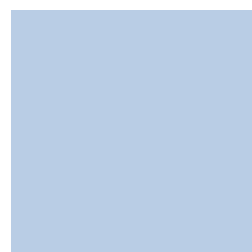
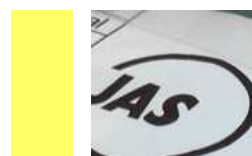
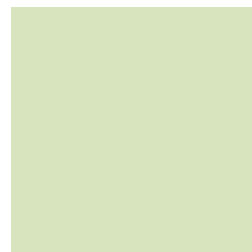


令和 2 事業年度

事業報告書

自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 3 年 3 月 31 日

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター



理事長によるメッセージ

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、平成19年4月に独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所の3法人を統合して設立されました。

以来、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命とし、食品や、肥料、飼料、農薬等生産資材の検査・分析を、関係法令に基づいて実施してまいりました。

令和2年度は、肥料取締法及び農薬取締法の改正による新たな検査の導入等に対応するとともに、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく登録認定機関の調査等業務を開始し、輸出の促進にも貢献しました。

一方、組織運営については、内部統制の更なる充実・強化に向けて、

- ① 人事ルールを見直すとともに、全員参加型でFAMICの今後10年の方向性を考えるプロジェクトを立ち上げ、組織の活性化に向けた取組を開始（[P 2 参照](#)）
- ② これまでの行動理念・行動方針を、理事長の新たな考えと未来を見据えた内容に刷新（[P 7 参照](#)）
- ③ 3つのディフェンスラインの考え方に基づく新たなリスク管理運営体制のもと、効率的・効果的にリスクを管理し、業務改善を実施（[P 22 参照](#)）

等、職員の視野拡大、モチベーション向上を図り、持続的組織運営に努めているところです。

加速的に進化する科学技術や経済のグローバル化、また、世界に吹き荒れるコロナ禍は、私たちの生活に急激な変化をもたらしています。このような中、FAMICは、情勢の変化に柔軟に対応し、技術力の一層の向上に取り組んでまいります。

本事業報告書が、業務実績等報告書や環境報告書等とともに、FAMICの様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。



FAMIC（ファミック）
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

理事長 **木内 岳志**

FAMICシンボルマーク



食品、肥料・飼料、農薬の印象をそれぞれオレンジ、緑、青で示し、3分野が1本の縄のように強固に結びついていくことを、DNAの二重らせんになぞらえ、同時に『農場から食卓まで』つながるフードチェーンもイメージし、ロゴで一体感を表しています。

令和2年度のトピックス

○ 新たな「運営基本理念」「運営方針」「行動指針」の策定

- これまでの「行動理念」「行動方針」を、理事長の新たな考えと未来を見据えた内容に刷新

運営基本理念

運営方針

技術力

情勢変化対応

使命感

法令遵守

コスト意識

行動指針



○ FAMICの10年後を職員全員で考えるプロジェクト開始

- 全員参加型でFAMICの方向性を考えることを基本とし、新たな事業展開、調査研究の充実等、組織の活性化に向けた取組を検討



○ コロナ禍に対応した業務の実施

- 各種講習会、施設見学をWebで開催
- 立入検査の手法を見直し、現地での検査時間を短縮
- 休校中の子供を見守りながら業務を行える環境を整備
- 職員の執務場所、時間を分け、感染発生時の業務継続体制を構築



○ 農薬関係業務

- 農薬使用者の健康や蜜蜂への影響等を、科学的信頼性と透明性を確保しながら迅速に審査できる評価スキームを構築



○ 肥料及び飼料等関係業務

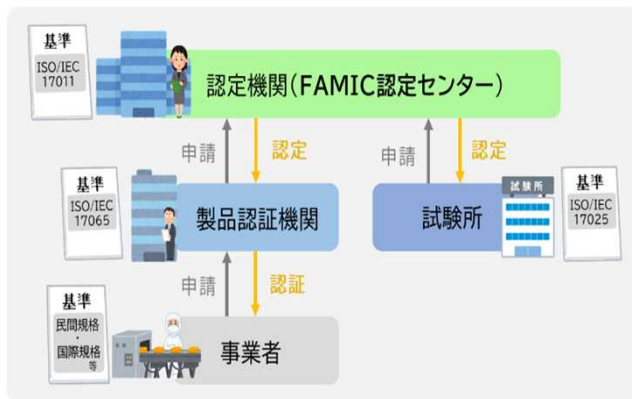
- 肥料分析手順を動画化し、技術継承に活用
- eラーニングシステムにより研修会を開催し、受講者の利便性を向上
- 研究報告の電子ジャーナル化



○ 日本農林規格（JAS）等に関する業務

● FAMIC認定制度に基づく認定業務

- FAMIC認定制度における初の認証機関の認定を行うとともに、認定制度の国際相互承認の手続きを開始



● 輸出促進法への対応

- コロナ禍においてもリモート調査等の工夫による迅速な調査を実施することで、輸出促進法に基づく登録認定機関制度の開始後約2ヶ月で、2機関の登録を行うことを可能とする等、農林水産物等の輸出促進に貢献



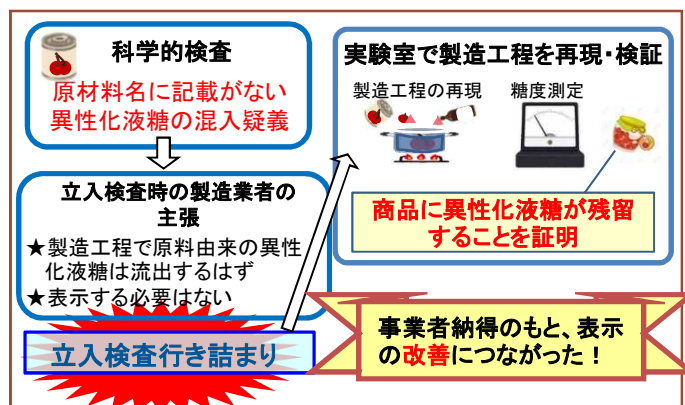
○ 食品安全に係る 有害化学物質の分析

- ハーブティー等に用いられるエキナセア（ムラサキバレンギク）中のピロリジジナルカロイド類30成分の一斉分析法を民間機関に先駆けて確立

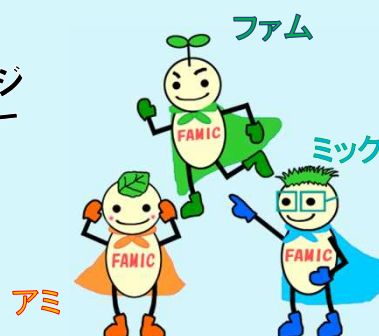


○ 食品表示の監視に関する業務

- さくらんぼ瓶詰の製造工程を実験室で再現・検証すること等により、農林水産省の社会的検証をサポートし、食品表示の適正化に貢献



FAMICイメージ
キャラクター



目次

1. 法人の目的、業務内容	5
(1) 法人の目的 (2) 業務内容 (3) 主な関係法令	
2. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	6
3. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等	7
(1) 運営基本理念、運営方針及び行動指針 (2) 主要な業務の現状と今後	
4. 年度目標及び事業計画	13
(1) 年度目標 (2) 事業計画	
5. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	16
(1) ガバナンスの状況 (2) 役員等の状況 (3) 職員の状況 (4) 重要な施設等の整備等の状況 (5) 純資産の状況 (6) 財源の状況 (7) 社会及び環境への配慮等の状況 (8) その他源泉の状況	
6. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	22
(1) リスク管理の仕組み (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
7. 業績の適正な評価の前提情報	24
(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 (2) 農薬関係業務 (3) 飼料及び飼料添加物関係業務 (4) 食品表示の監視に関する業務 (5) 日本農林規格(JAS)、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 (6) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 (7) その他の業務	
8. 業務の成果と使用した資源との対比	30
(1) 自己評価 (2) 主務大臣による過年度の総合評定の状況	
9. 予算と決算との比較	32
10. 財務諸表	33
(1) 貸借対照表 (2) 行政コスト計算書 (3) 損益計算書 (4) 純資産変動計算書 (5) キャッシュ・フロー計算書	
11. 財政状態及び運営状況の理事長による説明情報	36
(1) 貸借対照表 (2) 行政コスト計算書 (3) 損益計算書 (4) 純資産変動計算書 (5) キャッシュ・フロー計算書	
12. 内部統制の運用に関する情報	37
(1) 内部統制の推進に関する事項 (2) リスク評価と対応に関する事項 (3) 監事監査に関する事項 (4) 内部監査に関する事項 (5) 入札・契約に関する事項 (6) 予算の適正な配分に関する事項	
13. 法人の基本情報	39
(1) 沿革 (2) 設立に係る根拠法 (3) 主務大臣 (4) 組織図 (5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地 (6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況 (7) 主要な財務データの経年比較 (8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
14. 参考情報	46
(1) 要約した財務諸表の科目の説明 (2) その他公表資料等との関係の説明	

1. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

FAMICは、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的としています。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第3条）

(2) 業務内容

FAMICの業務は、センター法第10条に定められています。その概要は次のとおりです。

- ① 食品等の品質及び表示に関する調査、分析並びにこれらに関する情報提供
- ② 食品等の消費の改善に関する技術上の情報収集、整理、提供
- ③ 日本農林規格(JAS)、食品表示基準等が定められた食品等の検査
- ④ 日本農林規格等に関する認証等の適正な実施に必要な能力に関する評価、指導
- ⑤ 食品等の品質管理及び表示に関する技術上の調査、指導
- ⑥ 食品等の検査技術に関する調査、研究及び講習
- ⑦ 肥料、農薬、飼料等の検査
- ⑧ 飼料等の検定、表示に関する業務
- ⑨ 飼料等の登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査、指導
- ⑩ 飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査
- ⑪ 上記の業務に附帯する業務
- ⑫ 食品、肥料、農薬、飼料、農林水産物の輸出促進等に関する関係法令に基づく立入検査等

詳細につきましては、次のサイト（e-Gov法令検索）からご覧いただけます。

◇e-Gov法令検索（「農林水産消費安全技術センター法」と入力して検索）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/



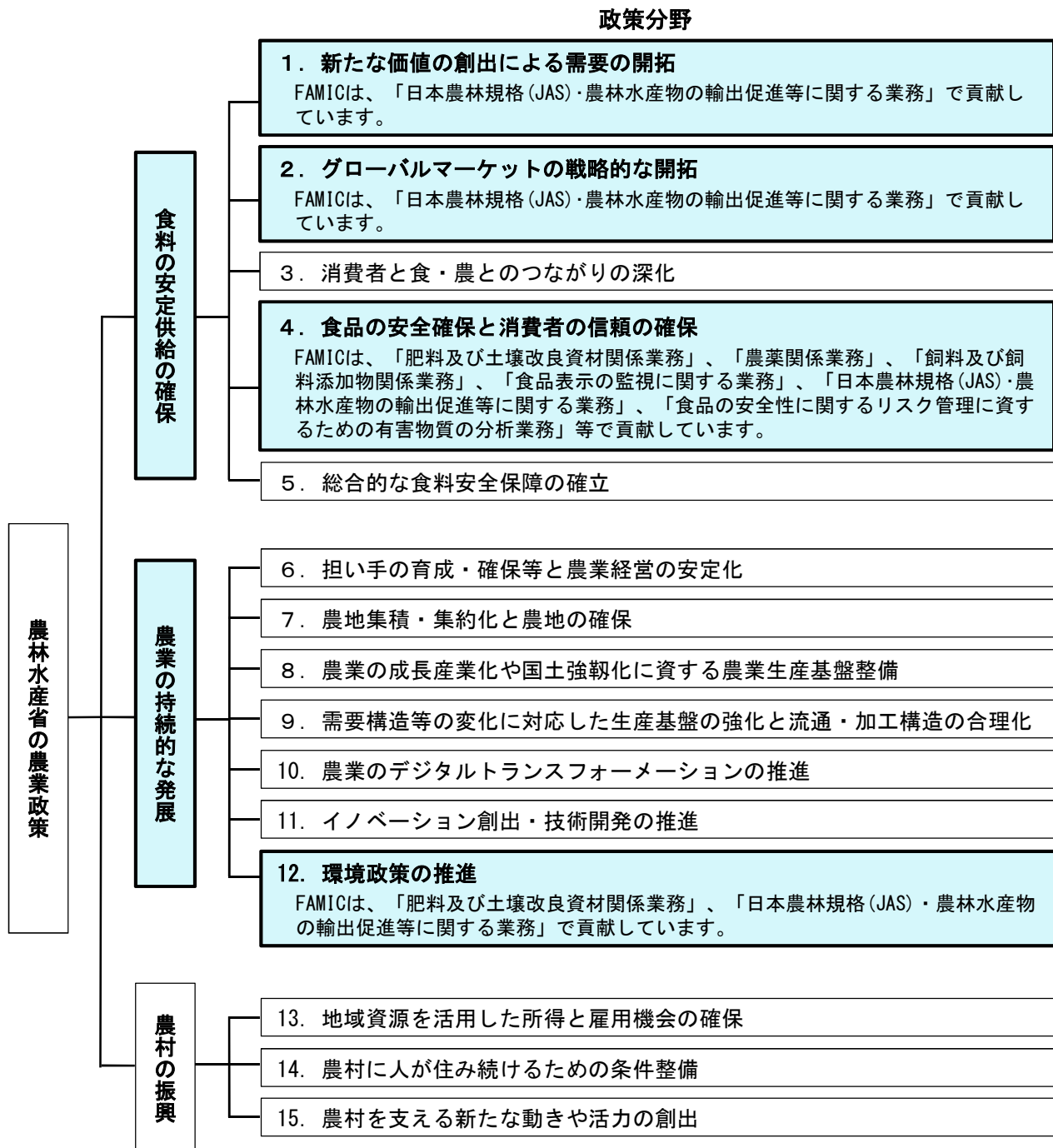
(3) 主な関係法令

- ・食品表示法（平成25年法律第70号）
- ・日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号、旧「肥料取締法」。以下「肥料法」という。）
- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）
- ・愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
- ・地力増進法（昭和59年法律第34号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。）
- ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）

2. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

農林水産省の政策は、農業に関して言えば、大きく「食料の安定供給の確保」「農業の持続的な発展」「農村の振興」の3つに分けられます。FAMICの業務の多くは、このうちの「食料の安定供給の確保」における政策分野「4. 食品の安全確保と消費者の信頼の確保」の下に位置付けられています。（以下の図をご参照ください。）

FAMICは、長年蓄積してきた科学的知見や培ってきた技術を生かし、関係法令に基づき検査等を実施することで、食料の安定供給と安全確保に関する政策の一翼を担い、行政執行法人として、国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を正確かつ確実に実施し、政策課題や社会的課題へ貢献します。



注：FAMICの各業務は、[P8「3.（2）主要な業務の現状と今後」](#)、[P13「4. 年度目標及び事業計画」](#)、[P24「7. 業績の適正な評価の前提情報」](#)等に記載しています。

3. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 運営基本理念、運営方針及び行動指針

運営基本理念

確かな技術力による科学的検査・分析により、
食の安全と消費者の信頼の確保に貢献します。

運営方針

「技術力」を高め、最新の知見を未来に向かって役立てます。

技術で行政を支える組織として、検査・分析技術を維持・向上させるとともに、新しい検査・分析手法の開発・導入に取り組みます。また、専門家集団として、蓄積した知見とノウハウを社会に還元します。

情勢変化に柔軟に対応する組織を目指します。

社会経済の変動、新たな環境問題、動物の疾病や植物の病害虫の発生などの情勢の変化に注意を払い、新たな課題に柔軟に対応できる組織力を培います。

行動指針

使命感

専門家としての強い使命感を持ちます。

食の安全や消費者の信頼の確保を担う専門家としての責務を理解し、強い使命感を持って業務に臨みます。

技術力

試験結果の信頼性を確保するとともに、スキルアップに努めます。

国際基準に基づく品質システムを運用することにより、信頼性が確保された分析結果を提供します。また、検査・分析技術の向上に努めます。

技術力

情勢変化対応

コミュニケーションをとりやすい職場をつくります。

個々の調査・検査結果について組織のチェック体制が機能するように、また、情勢変化に柔軟に対応できるように、情報を共有し、自由・活発に意見交換できる職場をつくります。

情勢変化対応

情報を幅広く収集し、広い視野を持って業務を推進します。

自主性と挑戦心を持ちながら、広い視野を持って、国内外の情報を幅広く収集し、国・消費者・生産者・事業者等のニーズを踏まえて業務を推進します。

コスト意識

コスト意識を持って効果的・効率的に業務を遂行します。

国民の税金により運営されている独立行政法人としてコスト意識を持ち、業務の合理化、不断の見直し、改善に努めます。

法令遵守

高い倫理観と社会的良識を持ちます。

国家公務員であることを自覚して法令を遵守し、公正性、公平性、透明性を持って業務を遂行します。

(2) 主要な業務の現状と今後

FAMICが取り組んでいく主な業務の現状と今後は次のとおりであり、運営基本理念、運営方針及び行動指針に則り進めてまいります。

① 肥料及び土壌改良資材関係業務

ア 肥料の配合規制の見直しや原料管理制度の導入

肥料法では、農家での施肥の効率化やコスト低減等のニーズに対応するため、堆肥と化学肥料等との配合規制が見直されるとともに、国内の低廉な産業副産物の活用を進めるため、利用できる原料を明確にし、原料を帳簿で管理することを義務づける原料管理制度が導入されます。これにより、事業者自らが肥料の生産工程を管理し、肥料の品質等を確保することとしています。



今後は、未利用の産業副産物についての評価、事業場での生産工程の重要管理点の洗い出しを行い、事業者に対する原料や生産工程の管理方法の導入・実行・向上に向けたアドバイスにより、新たな制度に基づく肥料の品質等の確保に貢献してまいります。

イ 肥料等試験法の改正

肥料法に基づき、肥料成分等の分析は、FAMICが定めた試験方法である「肥料等試験法」によることとされています。FAMICは、新たな成分や肥料に対応する試験法の開発及び改良、その試験法の性能確認、新しい分析機器を用いた簡便な試験法等についての調査研究を行い、その成果をもとに「肥料等試験法」の改正を行っています。令和2年度(2020年度)は、石灰の測定法や既存の試験法の性能評価結果等を加えて「肥料等試験法(2020)」をホームページに掲載しました。



今後も、アンモニア性窒素等の新たな分析法の開発・改良に取り組むとともに、「肥料等試験法」の改正により、信頼性の高い分析法を提供し、肥料の品質と公正な取引の確保に貢献してまいります。

② 農薬関係業務

平成30年(2018年)の農薬取締法の改正に伴い、令和2年(2020年)4月から、農薬の登録の際に蜜蜂や農薬使用者の健康に対する影響の大きさの評価を実施しています。また、同法の改正で、既に登録されている農薬について、一定の期間ごとに最新の科学的知見で安全性を「再評価」という新たな業務が追加されました。再評価の対象となる農薬は4,000以上あるため、年ごとに対象となる農薬を決めて順番に進めることとしており、その最初の評価が令和3年度から始まります。また、法改正によって農薬の登録や再評価の際に「みるべき事項」も拡充されており、今後の業務が一気に膨れ上がると見込まれるため、様々な観点から業務方法の見直しを進めているところです。

今後、これらの法改正を受けた新たな制度に基づく業務を農林水産省と連携して運用していくことになります。それと同時に、より環境への負荷が小さく人に対する安全性も高い農薬を求める声に答えていくため、さらなる技術力向上や効率化に加え、科学的知見の収集や評価手法の検討にも取り組み、農業生産の安定と国民の健康の保護に貢献してまいります。



③ 飼料及び飼料添加物関係業務

ア 飼料の検査体制の見直し・GMPの普及

飼料の安全を確保するため立入検査を実施し、かび毒や残留農薬等の有害物質による汚染状況やBSE（牛海綿状脳症）対策の有効性等を監視してきました。こうした取組や国際的に主流となっている、事業者自らが取り組む生産工程管理（GMP）の普及・推進により我が国のBSE発生リスクは低減しており、飼料の安全が確保されています。一方でCSF（豚熱）の国内発生の拡大、アジア地域におけるASF（アフリカ豚熱）のまん延により、肉等を含む食品残さを原料として使用するエコフィードの監視が重要になっており、加熱処理等の基準の見直しが行われています。



今後も、こうした状況を踏まえ、飼料の検査においてリスク・アプローチの考え方を導入し、各検査対象事業場の業種や使用している原料によるリスクの程度に応じて立入検査の重点化を図りつつ、GMPの普及を推進し、合理的な飼料の品質・安全性の確保に貢献してまいります。

イ 飼料の試験業務

飼料の安全確保に向けて、有害物質による汚染状況の監視のため実施する分析試験については、国際規格であるISO/IEC17025に基づき実施しています（とうもろこし中のかび毒のLC-MS/MSによる定量試験及び飼料の動物由来DNA検出試験：試験所認定取得）。また、安全確保等のための新たな行政ニーズに対応するため、飼料分析の公定法である「飼料分析基準」や「愛玩動物用飼料等の検査法」に定める有効成分やかび毒、農薬等の分析法の開発・改良を行っており、その成果（令和元年度（2019年度）分）を電子ジャーナルとしてホームページに公表しました。



今後も、飼料等の分析試験の信頼性を維持しつつ試験業務を行うとともに、ICP-MSによる有害重金属等の迅速・多元素同時分析といった新しい技術を取り入れた分析法の開発等を通じて、飼料の安全確保に貢献してまいります。

④ 食品表示の監視に関する業務

食品表示は、食品そのものを見るだけでは分からない食品の素性を明らかにするものです。消費者は、その食品表示を頼りに自ら求める商品を選択します。特に、我が国の消費者は、原産地の表示に対して非常に高い関心を持っており、原産地が商品選択の大きな要素の一つとなっています。FAMICは、原産地表示に関する検査を重要事項と捉え、研究・開発を積み重ね、技術力を駆使して、国産と外国産の価格差が大きい品目等重要度の高い品目を中心に検査を実施しています。令和2年度は2,489件の検査を実施しました。



今後も、原産地表示に関する監視の重要性・継続性の観点から、直近の目標件数の水準を維持し、原産地表示に関する検査を年間2,400件以上実施して、食品表示の適正化に貢献してまいります。

⑤ 日本農林規格 (JAS) 等に関する業務

ア JAS法への対応

農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に貢献するため、新たなJAS原案の作成やJAS制度の啓発を行うほか、事業者団体等が創意工夫を生かしたJAS原案を作成する場合のサポートを行っています。これら規格制定に加えて、規格に基づく適合性評価を行う登録認証機関等に対しては、登録・更新申請時に調査し、調査結果を農林水産大臣に報告するとともに、登録後は、立入検査等により登録認証機関等の適正な業務の実施を確認しています。



今後も、国際標準化に十分配慮しつつ、関係者間の十分な合意形成を図り、JAS原案の作成を行うとともに、事業者団体等へのきめ細やかなサポートを行ってまいります。また、登録認証機関等の調査を通じ、適正なJAS制度の運用に貢献してまいります。

イ 輸出促進法への対応

政府が一体となって農林水産物及び食品の輸出を促進するため、輸出促進法が令和2年4月から施行されています。FAMICは、加工施設の認定等を行う民間機関（登録認定機関）を調査し、登録を行う農林水産大臣に報告するとともに、登録後は、立入検査により、登録認定機関の適正な業務の実施を確認しています。



今後も、輸出促進法に基づき、登録認定機関の調査等を迅速かつ適切に実施し、農林水産物等の輸出の促進に貢献してまいります。

ウ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務

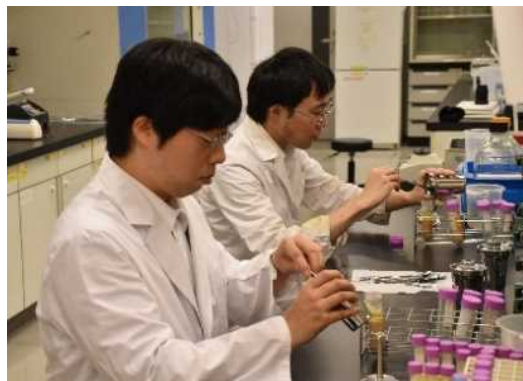
農林水産分野の国際競争力強化を主な目的として、日本農林規格（JAS）の制定がない分野に関する認証機関、試験業者等が行う国際規格や民間規格の認証、試験の能力について、国際規格であるISO/IEC17011の要求事項に基づき、FAMICが第三者として審査し、認定する業務を行っています。令和2年度には、3つの製品認証スキーム（「持続可能な水産養殖のための種苗認証（SCSA認証）」、「有機水産養殖及び加工認証」及び「有機養蜂及び産物加工認証」）について、製品認証の要求事項に関する国際規格であるISO/IEC17065への適合性審査を行い、認定しました。



今後は、得られた認定実績を基に各国認定機関との相互承認申請・締結に向けて手続きを進め、認定業務の国際的な信頼性向上に貢献してまいります。

⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

FAMICは、食品が有害化学物質にどれだけ汚染されているかを調査・分析することを目的として農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」等に基づき、食品中の有害化学物質の分析結果を提供しています。国際的に通用する信頼性の高い試験結果を提供するため、「小麦及び大麦中のかび毒の定量試験」について、ISO/IEC17025の試験所認定を取得し、令和2年度は、小麦、大麦及びライ麦中のかび毒等について896件の分析調査を行いました。



今後も、高い試験所能力を維持し、かび毒分析のほか、食品中の他の有害化学物質の分析についても、確かな分析の品質保証に努め、食品の安全確保に貢献してまいります。

⑦ その他の業務

FAMICは、農林物資、肥料、農薬及び飼料等に関する技術上の情報の提供を目的として、技術講習会を開催しています。令和2年度は、食品の不適正表示や食品表示偽装の防止に関する内容を中心に全国で14回開催し、このテーマについての受講者の強い関心に応えることができました。このうち2回は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を踏まえ、リモート配信により行いました。



技術講習会の開催に当たっては、リモート配信も活用し、利用者の利便性向上等に資するよう努めてまいります。

4. 年度目標及び事業計画

(1) 年度目標

① 年度目標の概要

年度目標では、農林水産省からの緊急要請業務に最優先で組織的に取り組むこと、検査等業務を的確に実施すること、業務運営の効率化や財務内容の改善を実施すること等が設定されています。

令和2年度目標では、前年度目標と比べて、主に以下の点が変更されました。

- ・政策上重要な業務に「重要度」、実施に当たり難易度が高い業務に「困難度」が設定されました。
- ・肥料法への対応として、新たな制度に合わせた業務運用の見直し等が追加されました。
- ・輸出促進法に基づく登録認定機関の登録に係る調査等が追加されました。

② 一定の事業等のまとまりごとの目標

以下のア～キの業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、目標が設定されており、またこれらを細分化した業務ごとに目標や評価のための指標も設定されています。なお、令和2年度から、「農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務」についての目標が新たに追加されました。

農業生産資材における安全の確保等に関する業務

- ア 肥料及び土壌改良資材関係業務
- イ 農薬関係業務
- ウ 飼料及び飼料添加物関係業務

食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

- エ 食品表示の監視に関する業務
- オ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

- カ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

その他の業務

- キ その他の業務

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和2年度目標

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyoukeikaku.html



(2) 事業計画

FAMICは、令和2年度目標を達成するため、年度目標で設定された一定の事業等のまとまりごとに、「3. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等」を踏まえた事業計画を作成しています。

令和2年度事業計画の概要は次のとおりです。

事業計画の概要	
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	
1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務	
(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務	
農林水産省等関係機関との連携を密に行いつつ、不適正な肥料等の流通を防ぐための検査の実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ的確に取り組む。 なお、肥料の制度見直しに伴う肥料の検査等業務について、農林水産省からの要請に応じ、検討・提案を行う。	
(2) 農薬関係業務	
農薬関係業務の実施に当たっては、諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。 また、新たな実施体制のもと、農林水産省と連携し、再評価の導入による安全性に関する審査の充実に対応する。	
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務	
分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、GMP適合確認業務の信頼性確保等を実施するに当たり、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組む。	
2 食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
(1) 食品表示の監視に関する業務	
加工食品の原料原産地の義務表示の対象拡大に対応するため、新たな品目の産地判別技術の開発に取り組むほか、製造業者に対する検査能力の向上に必要な取組を行う等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。	
(2) 日本農林規格(JAS)、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、JASの制定等、JAS制度の普及、登録認証機関及び登録試験業者等の調査、JASに係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。 また、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。	
3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	
調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類に関するかび毒の調査依頼等に対し、創意工夫により効率的に取り組む。	
4 その他の業務	
各職員が自身の業務を点検し、常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組む。	

事業計画の概要	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	
1	業務運営コストの縮減
2	人件費の削減等
3	調達等合理化の取組
第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
予算の執行に当たっては、収支計画及び資金計画に基づき適切に実施する。また、自己収入の確保に努める。	
第4 短期借入金の限度額	
限度額を定める。	
第5及び第6 財産処分等の計画	
計画なし	
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1	施設及び設備に関する計画
既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設の改修を計画的に行う。	
2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）
農林水産行政の見直しに対応した国からの要請等に確実に応えていく人材を確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定する。 職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行う。	
3	積立金の処分に関する事項
前年度繰越積立金は、前年度以前に取得し、令和2年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	
4	その他年度目標を達成するために必要な事項
(1)内部統制の充実・強化	
令和元年度に見直した内部監査実施方法を検証し、必要に応じて見直しを行う等、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。	
(2)業務運営の改善	
理事長のトップマネジメントによる効率的な法人運営と継続的な業務改善活動の推進に取り組む。	
(3)情報セキュリティ対策の推進	
情報セキュリティ・ポリシーに基づく情報セキュリティ対策を講じ、PDCAサイクルにより改善を図る。	

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和2年度事業計画

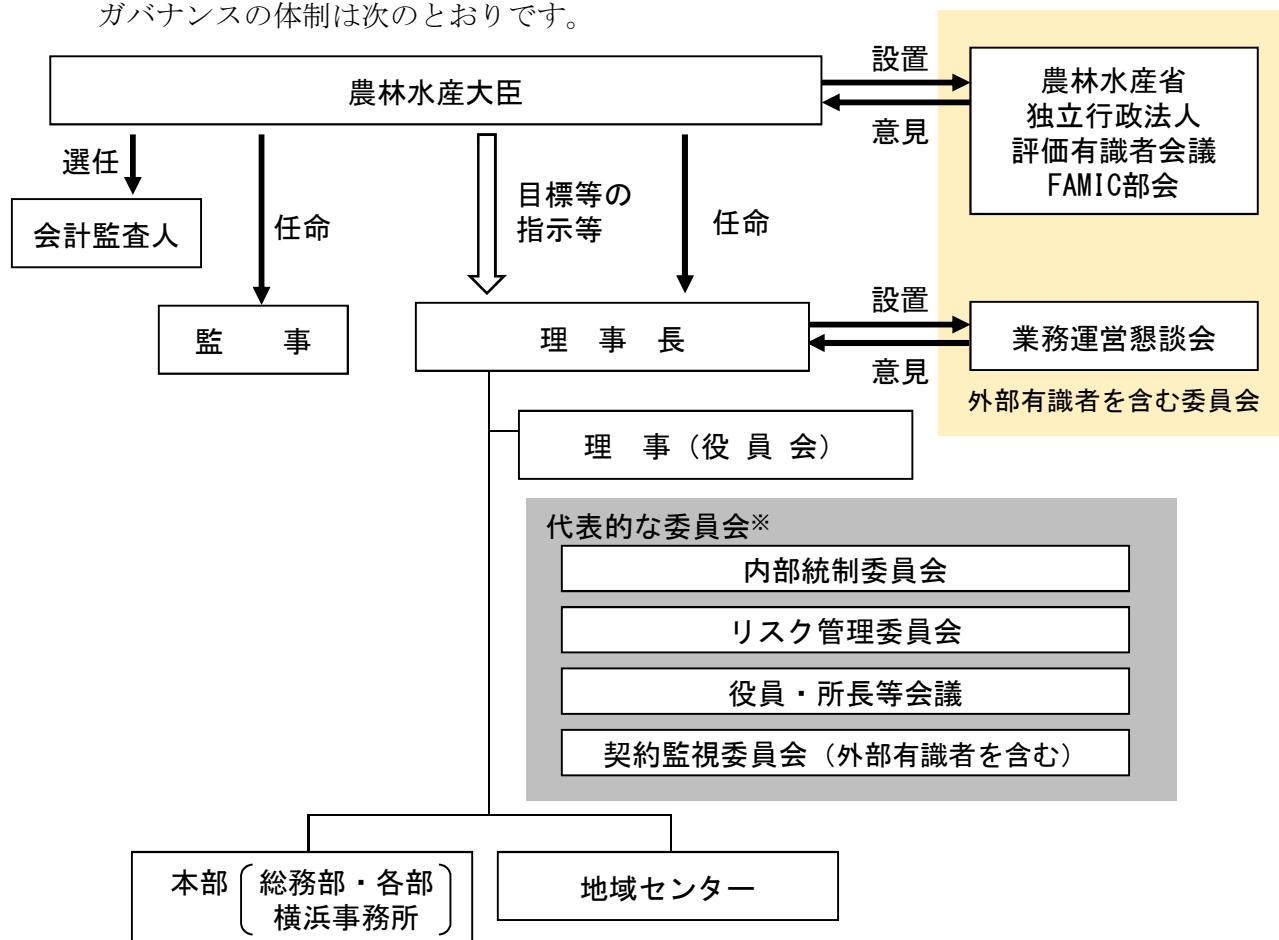
http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyoukeikaku.html



5. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ガバナンスの体制は次のとおりです。



(地域センター：札幌センター、仙台センター、名古屋センター、神戸センター、福岡センター)

※ 業務方法書に定められている委員会を記載しています。

FAMICは、内部統制規程に基づき、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性の確保を柱とする内部統制基本方針を定め、内部統制を整備・運用しています。具体的には、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、内部統制推進上の基本的な方針や規程類を整備するとともに、定期的に見直しの必要性について検討を行っています。令和2年度は、これまでの行動理念及び行動方針を、「運営基本理念」、「運営方針」及び「行動指針」としてよりシンプルで親しみやすい、未来を見据えた内容に改定しました。

また、内部統制の充実を図るため、役員会、内部統制委員会、リスク管理委員会等の各種委員会により、業務の効率的な運営、法令遵守や危機管理体制をモニタリングするとともに、外部有識者を委員とする業務運営懇談会により、毎年の事業運営について助言を受ける仕組みを設けています。

さらに、内部統制の一環としてプロセス評価・人事評価・職員表彰を関連付けて実施しています。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇業務方法書

<http://www.famic.go.jp/information/unnei/mokuhyou.html>



(2) 役員等の状況

① 役員の状況

(令和3年3月31日現在)

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴	
理事長	木内 岳志	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日		昭和 58 年 4 月 平成 29 年 7 月 平成 30 年 10 月	農林水産省採用 農林水産省東北農政局長 公益社団法人大日本農会技術参事
理事	吉岡 修 ※1	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日	総合調整・ 食品等 検査担当	昭和 61 年 4 月 平成 27 年 10 月 平成 29 年 7 月	農林水産省採用 農林水産省消費・安全局食品安全政策課長 内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長
理事	功刀 豊 ※2	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日	評価・ 肥飼料 検査担当	昭和 57 年 4 月 平成 30 年 7 月	農林水産省採用 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 神戸センター所長
理事	高橋 秀一 ※2	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日	農業検査 担当	昭和 57 年 4 月 平成 30 年 4 月	農林水産省採用 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 札幌センター次長
監事	中野 隆史	自 令和 元 年 6 月 15 日 至 令和 5 年 3 月 31 日 ※3		昭和 58 年 4 月 平成 28 年 4 月 平成 31 年 4 月	住友海上火災保険株式会社入社 三井住友海上火災保険株式会社理事（東京企 業第二本部航空運輸産業部長） 三井住友海上火災保険株式会社金融公務営業 推進本部公務開発部開発顧問
監事 (非常勤)	服部 夕紀	自 令和 元 年 6 月 15 日 至 令和 5 年 3 月 31 日 ※3		現 公認会計士	

※1 吉岡修は任期満了で退任し、令和3年4月1日付けで岡田正孝が就任しています。

※2 功刀豊及び高橋秀一は、令和3年4月1日付けで再任しています。

※3 監事の任期の末日は、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日となります。

② 会計監査人の氏名又は名称

太陽有限責任監査法人

<https://www.grantthornton.jp/aboutus/audit/>



(3) 職員の状況

常勤職員は令和2年度末現在631人（前年度末比1名増、0.2%増）であり、平均年齢は45.0歳（前年度末44.7歳）となっています。このうち、国等からの出向者は62人、他の独立行政法人（旧3法人は除く。）からの出向者は2人、令和3年3月31日定年退職者は19人です。

〈働きやすい職場作り〉

FAMICでは、女性職員の比率が年々高まっています。男性と女性がともに働きやすい職場作りを進めるため、「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」等による行動計画に基づき、仕事と家庭の両立のための支援制度を定期的に周知し、仕事と家庭の両方で男性と女性がともに生き生きと活動できる職場風土の醸成に努めました。また、女性職員にアンケート調査を実施し、把握した要望を踏まえ、女性職員の活躍に繋がる研修を企画し、翌年度実施することにしました。

新型コロナウイルス感染症対策により子供の学校等が休みとなった職員のため、緊急的措置として本部施設の一部を開放し、子供の預け先がない不安を解消しました。また、当該感染症対応として在宅勤務制度の創設、特別休暇に該当する事由の追加を行い、働きやすい職場作りの推進を図りました。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要な施設等
神戸センター局所排気装置改修工事
- ② 当事業年度中において継続中の主要な施設等の新設・拡充
該当ありません。
- ③ 当事業年度中に処分した主要な施設等
該当ありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	10,110	-	-	10,110
資本金合計	10,110	-	-	10,110

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第44条第3項に定める目的積立金はありません。

当事業年度に増となった前事業年度繰越積立金7,207,118円は、自己財源で取得した償却資産の簿価（減価償却費充当）、前払費用及び棚卸資産等であり、令和2年度発生額（558,867円）を取崩し、当該費用としました。

なお、令和元事業年度から令和2事業年度への前事業年度繰越積立金の当期期首残高451,954円は、令和元事業年度が終了したため積立金へ振替を行いました。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率 (%)
収入		
運営費交付金	5,912	85.4%
事業収益	41	0.6%
資産見返運営費交付金戻入	121	1.7%
賞与引当金見返に係る収益	419	6.0%
退職給付引当金見返に係る収益	434	6.3%
雑益	2	0.0%
合 計	6,929	100%

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

② 自己収入に関する説明

FAMICは、特定飼料等の検定を行うことにより7百万円（検定手数料収入）、特定飼料等製造業者及び外国特定飼料等製造業者並びに規格設定飼料等製造業者及び外国規格設定飼料製造業者の登録、登録の更新及び変更登録の申請に係る飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査等及び飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査、認定制度に基づく認定機関又は試験業者の申請に係る審査を行うことにより24百万円（検査等手数料収入）、農林物資等、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材の検査技術等に関する講習を行うことにより7百万円（講習事業収入及び受託その他講師派遣収入）、抗菌性物質の標準製剤の配布を行うことにより2百万円（標準製剤収入）、肥料の標準試料の配布を行うことにより2百万円（標準試料収入）、特許権等の実施を許諾することにより自己収入を得ています。

（7）社会及び環境への配慮等の状況

① 社会貢献活動の推進

FAMICが行っている食品の安全と消費者の信頼の確保のための業務について理解を深めていただけるよう、施設見学、一般公開等を行っています。

ア 施設見学

全国8カ所（札幌市、仙台市、さいたま市、東京都小平市、横浜市、名古屋市、神戸市、福岡市）で施設見学を受け入れています。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、Web見学会等を実施し、合計5回、50名の方が利用されました。



詳細につきましては、FAMICホームページにて紹介しています。
<http://www.famic.go.jp/information/ippankoukai.html>



イ 農薬検査部一般公開

アの施設見学に加えて、農薬検査部では、農薬や農薬の安全性検査について身近に感じていただけるよう、例年、施設の一般公開を行っています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりましたが、従来、好評いただいていた「なにこれ農薬カードゲーム」のPDFデータを公開し、多くの方に体験いただけるようにしました。

詳細につきましては、FAMICホームページにて紹介しています。



<http://www.acis.famic.go.jp/acis/ippankoukai.htm>



ウ イベントへの出展

農林水産省「消費者の部屋」でFAMICの業務に関する展示を行いました。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりましたが、例年、「農林水産省祭 実りのフェスティバル」への出展（パネル展示）、「こども霞ヶ関見学デー」への出展（科学実験）等を行っています。

エ その他情報提供

その他、業務の一環としてホームページ・広報誌・メールマガジン等により、様々な情報提供を行っています。

詳細につきましては、[P48「14.（2）その他公表資料等との関係の説明」](#)をご参照ください。

② 環境貢献活動の推進

FAMICの主要な業務である肥料、農薬、飼料、食品等の検査・分析は、その実施に当たって多くのエネルギーや資源を消費し、環境に負荷を与える物質を排出しています。

このため、FAMICの業務活動の中での環境配慮を計画的・体系的に推進するため「環境配慮の基本方針」を制定しています。

「環境配慮の基本方針」では次のアからオまでの5項目を掲げ、具体的に取り組む内容を「環境配慮への行動目標」として定めています。概要は次のとおりです。

環境配慮の基本方針	環境配慮への行動目標
ア 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄	・各種関連法令や条例の遵守 ・廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理 ・分析終了後の廃有機溶剤等の適正な処理 ・局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理 ・その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理
イ 分析機器等の効率的利用	・省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用
ウ 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル	・水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組 ・物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減 ・分別廃棄等によるリサイクルの促進
エ グリーン購入法に基づく調達の推進	・グリーン購入法に基づく調達の推進
オ 役職員への環境教育の実施、FAMICの環境配慮への取組状況の発信	・上記アからエまでの周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育 ・定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信

さらに環境に配慮した取組を実現するため、FAMICのすべての業務を対象とした「令和2年度行動計画」を策定し、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップのほか、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入法に基づく調達等に積極的に取り組みました。

なお、令和2年度の具体的な取組・活動を取りまとめた「環境報告書2021」につきましては、令和3年9月に公表する予定です。

（８）その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）

FAMICの強みは、これまで蓄積してきた検査・分析を始めとする専門的知見と技術力です。これらの強みを生かし、検査・分析能力を維持・向上させるとともに、新しい検査・分析手法の開発・導入に取り組んでいきます。

FAMICは、食の安全と消費者の信頼の確保に貢献する検査・分析機関であるため、検査・分析に係る信頼性の確保が重要であると考えています。このため、分析に関する国際規格であるISO/IEC17025に基づき業務及び技術管理を実施し、第三者機関によるISO/IEC17025の認定の維持やFAMIC自身の自己適合宣言に取り組むとともに、目的に応じた精度管理を行い、検査・分析の信頼の確保に組織全体で取り組んでいます。

6. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の仕組み

FAMICは、識別したリスクに対してリスク管理を適切かつ効果的に実施するため、リスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会はリスク評価及びリスク管理について検討し、その結果を内部統制委員会に報告しています。

令和2年度は、理事長の指揮の下、3つのディフェンスライン（防御線）の考え方に基づき、業務におけるリスクを自ら管理する1線（本部業務実施部門及び地域センター）、1線を支援してリスクをモニタリングする2線（リスク管理委員会等）、内部監査を行う3線（業務監査室）の3つのグループにより、リスクの識別、評価及び管理を行いました。リスク管理の仕組みは次のとおりです。

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

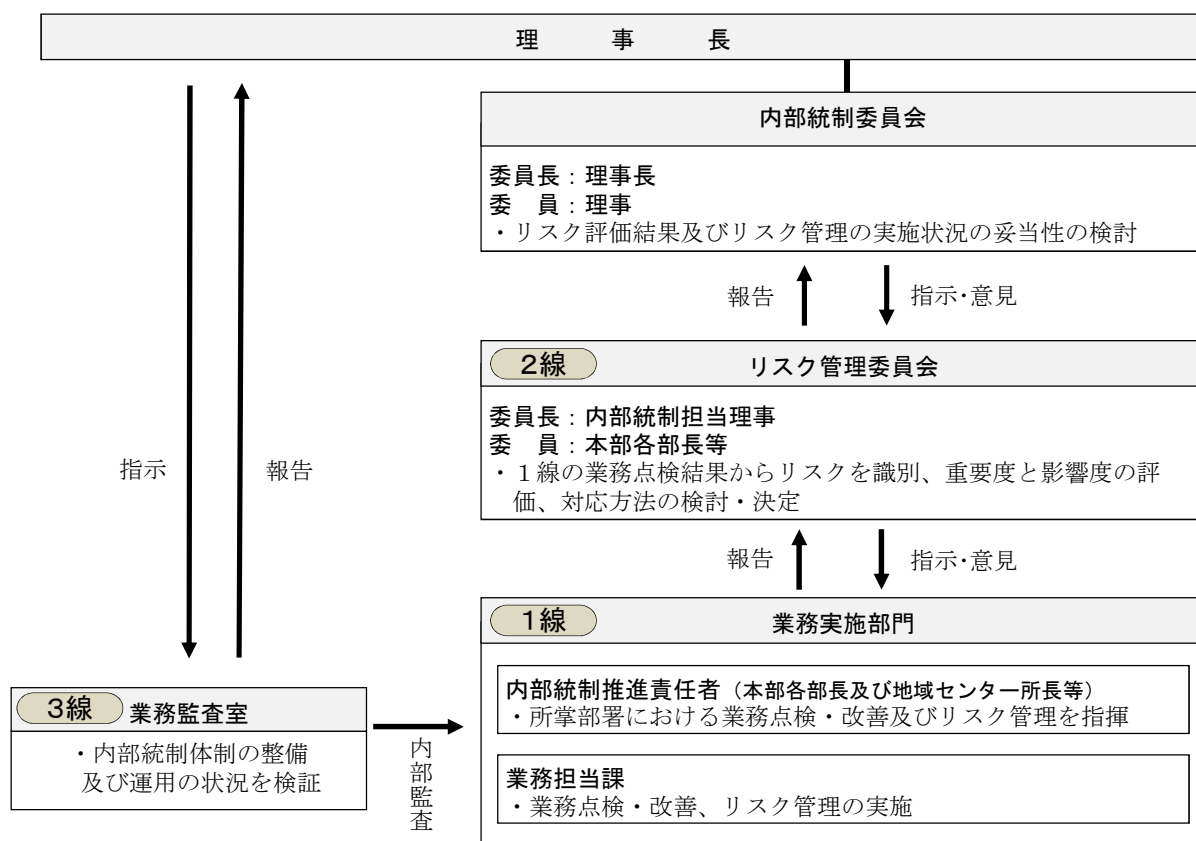
◇業務実績等報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku.html



◇業務方法書

<http://www.famic.go.jp/information/unnei/mokuhyou.html>



（２）業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

FAMICが保有する主要なリスク及びその対応状況は以下のとおりです。

① 事故・災害等の緊急時に関する対応状況

FAMICは、防災業務計画及び業務継続計画（BCP）を定め、計画に基づく訓練等を行うことにより、災害時の防災体制や農林水産省等との協力体制を整備し、災害発生時にも業務を円滑に継続する体制を整備しています。また、これらの計画を随時見直すことで、事故・災害等の緊急時に発生するリスクに備えています。

具体的には、令和２年度は、有事に混乱が生じるリスクに対し、本部及び地域センターで緊急連絡網を更新し安否確認訓練等の防災避難訓練を実施するとともに、防災用ヘルメット及び防災備蓄品を更新しリスクへの対応を強化しました。

② 情報セキュリティインシデント発生時の対応状況

FAMICは、保有する情報の安全性を確保し維持するため、情報セキュリティ対策の基本的な方針及び基準を定め、情報セキュリティの確保及びその強化・拡充を図っています。また、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び顕在時の損失等を分析し、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じています。

具体的には、令和２年度は、情報セキュリティインシデント発生時に必要な報告・初動対応が行われないというリスクに対し、対応マニュアルや手順書を整備・見直しするとともに、職場内連絡ツールによる不審メールの注意点の周知、標的型攻撃メール訓練、インシデント発生想定訓練等の実施により、リスクへの対応を強化しました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、Web会議や在宅勤務制度に対応する新たなICTソフトウェアを導入したことに伴う情報セキュリティのリスクを識別し、情報セキュリティ教育によりリスクへの対応を強化しました。

③ 業務の執行に関する課題・リスクへの対応状況

令和２年度に、リスク管理委員会が業務の執行に関する重大なリスクとして評価、整理したリスクは以下のとおりです。リスク管理委員会は、これらリスクへの対応方針を決定し、モニタリングすることで、リスクへの対応を強化しました。

表：リスク一覧（令和２年度）

重大なリスク・課題	対応
新型コロナウイルス等感染症の感染拡大	・執務室に卓上パーテーションを設置、換気、消毒の励行等の感染防止策を実施 ・テレワーク、Web会議等に対応するため、通信環境等を整備 ・PCR受検者や陽性者が発生した場合の対応マニュアルを策定
農薬取締法や肥料取締法の改正で増大が見込まれる業務の執行体制の整備	・業務の合理化を図り、必要であれば人員配置を見直し
施設・設備・分析機器の老朽化	・業務に支障が生じないように、耐用年数や現状に応じて適宜、更新や修繕を実施
名古屋センターが入居する名古屋農林総合庁舎の廃止（令和７年度末予定）	・東海・北陸地域の業務に支障が生じないように、移転等の業務継続の方策を検討